

# 静岡県無電柱化推進計画



2019年4月  
静岡県



## 目次

第1章 静岡県無電柱化推進計画の目的と位置付け .....	1
1 計画の目的 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
第2章 静岡県における無電柱化の現状 .....	2
1 これまでの整備実績 .....	2
2 無電柱化率の比較 .....	4
第3章 無電柱化の手法と課題 .....	5
1 無電柱化の手法 .....	5
(1)電線共同溝方式 .....	5
(2)単独地中化方式 .....	6
(3)裏配線方式 .....	6
(4)軒下配線方式 .....	6
2 無電柱化の課題 .....	7
(1)地中化による無電柱化 .....	7
(2)地中化以外による無電柱化 .....	9
第4章 無電柱化の推進に関する基本方針 .....	10
第5章 静岡県無電柱化推進計画の期間と目標 .....	13
1 計画期間 .....	13
2 目標指標 .....	13

---

第6章 無電柱化の推進に向けた取組 .....	15
1 多様な整備手法の活用 .....	15
(1)電線共同溝方式 .....	15
(2)単独地中化方式 .....	15
(3)軒下配線方式・裏配線方式.....	15
(4)道路事業等に合わせた無電柱化.....	16
2 占用制度の適切な運用 .....	16
(1)占用制限制度の適切な運用 .....	16
(2)占用料の減額措置 .....	17
3 関係者間の連携の強化 .....	17
(1)推進体制 .....	17
(2)工事・設備の連携 .....	17
(3)民地の活用 .....	17
(4)他事業との連携 .....	18
4 その他推進のために必要な事項 .....	18
(1)広報活動 .....	18
(2)情報の共有 .....	18
参考資料.....	19
無電柱化推進に関する法律の概要 .....	20
国の無電柱化推進計画の概要 .....	21
防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）の概要 .....	22
静岡県の緊急輸送路における道路法37条指定延長 .....	23

---

## 第1章 静岡県無電柱化推進計画の目的と位置付け

### 1 計画の目的

道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ緊急車両等の通行に支障をきたす恐れがあります。

国では、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を施行し、平成30年4月には、2020年度までの3年間に全国で約1,400kmの無電柱化を行う「無電柱化推進計画」を策定しています。

本県では、昭和61年度から無電柱化に着手し、これまでに約172kmを整備しておりますが、一般道路の無電柱化率は2%程度に留まっております。このような中、平成30年9月に本県に襲来した台風21号、24号は、県内各地において電柱の倒壊や電線の切断を引き起こし、長時間の停電により日常生活や経済活動に大きな影響を与えたことは、記憶に新しいところであり、防災面からの無電柱化の重要性が再認識されています。

また、本県は、目指す姿として「ふじのくに回遊式庭園」を掲げ、美しい広域景観を形成していくとともに、ユニバーサルデザインの理念のもとに誰もが安全・快適に移動できる歩行空間の整備を推進しており、景観形成や安全な交通確保の観点からも無電柱化を進めていく必要があります。

今回策定する静岡県無電柱化推進計画については、限られた予算の中で無電柱化をより一層推進していくため、事業推進に向けた方向性を明確に示しており、道路管理者だけでなく、電線管理者や県民の皆様と一体となって県内の無電柱化を推進してまいります。

### 2 計画の位置付け

本計画は、国の無電柱化推進計画を踏まえ、県政運営の基本となる「静岡県総合計画」や、関連する計画に基づき無電柱化事業を推進するための、今後の取組を示すものです（図1-1）。

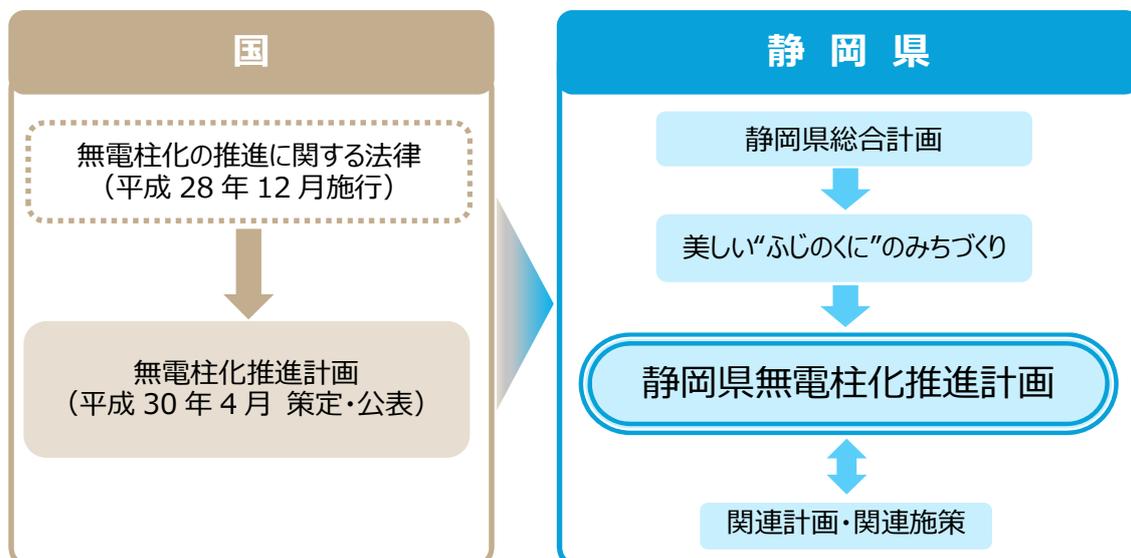


図1-1 静岡県無電柱化推進計画の位置付け

## 第2章 静岡県における無電柱化の現状

### 1 これまでの整備実績

本県の無電柱化は、昭和 61 年度から着手し、平成 29 年度末時点で約 172km が完了しています。当初は、静岡駅、浜松駅及び沼津駅の周辺など、電力需要が高い都市部の道路について、主に単独地中化により整備を進めてきました。

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が施行された平成 7 年以降は、主に電線共同溝方式により整備を進め、整備対象を拡大しながら、一般国道 414 号、主要地方道島田停車場線及び一般県道富士富士宮線など、県内各地の整備を着実に進めてきました。

また、平成 16 年度には地中化以外の無電柱化の方式として、裏配線方式及び軒下配線方式が導入されました。県内においても裏配線方式により無電柱化を実施した箇所があります。(図 2-1、写真 2-1)。



図 2-1 無電柱化に関する整備計画と無電柱化方式



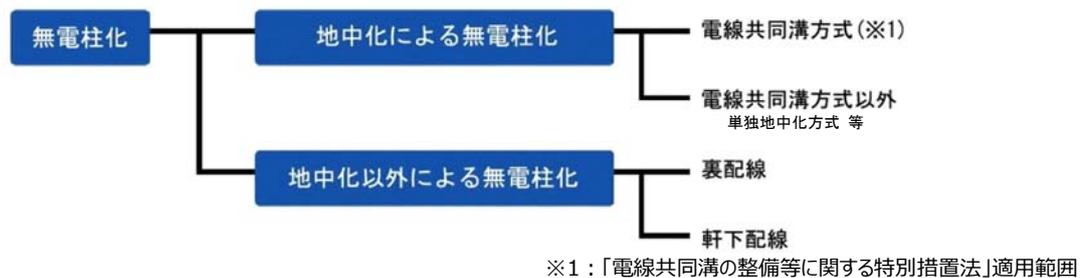
写真 2 - 1 県内の無電柱化実施箇所の事例



## 第3章 無電柱化の手法と課題

### 1 無電柱化の手法

無電柱化は、これまで主に単独地中化や電線共同溝等の地中化により整備を進めてきました。しかし、箇所によっては、電線共同溝整備に十分な歩道幅員が確保できない、または歩道が設置されていない等の理由により、電線共同溝等の地中化による無電柱化が困難な場合があります。そうした箇所には、裏配線や軒下配線が検討されます（図 3-1）。



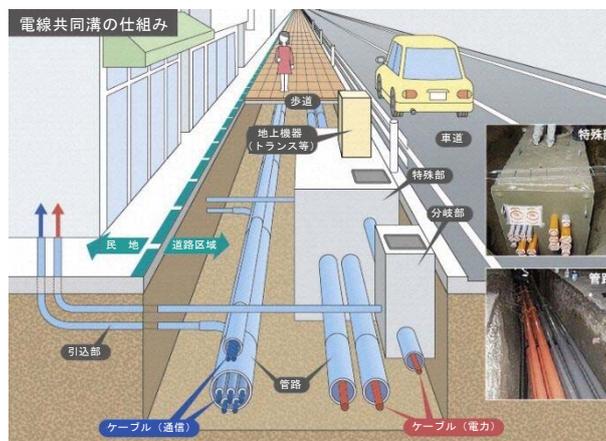
(出典) 国土交通省中部地方整備局 HP

図 3-1 無電柱化の手法

#### (1)電線共同溝方式

電線共同溝方式は、近年、最も採用されている方式で、道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法です。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みになっています（図 3-2）。

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく整備方式で、道路管理者は電線共同溝などの管路設備を整備し、電線管理者はケーブル設備を整備します。また、管路設備は道路附属物となり、ケーブル設備は道路占用物件となります。



(出典) 国土交通省中部地方整備局 HP

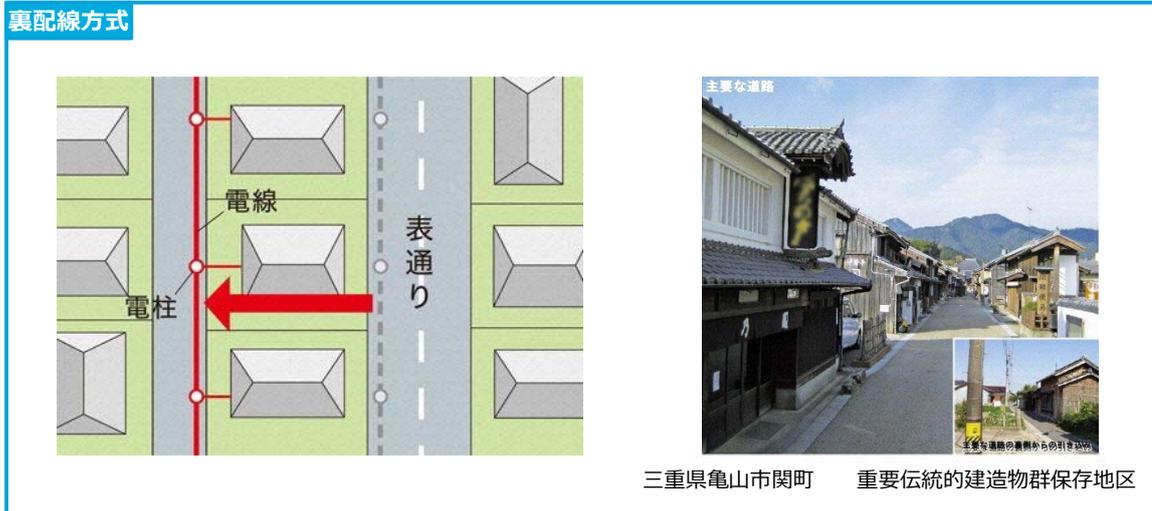
図 3-2 電線共同溝方式イメージ

## (2) 単独地中化方式

単独地中化方式は、管路設備及びケーブル設備を電線管理者が整備します。また、管路設備及びケーブル設備は、整備後、道路占用物件として電線管理者が管理します。

## (3) 裏配線方式

裏配線方式は、無電柱化を行いたい主要な道路から電線類をなくし、沿道の需要家への引き込みを裏側から行い、主要な道路を無電柱化する手法です（図 3-3）。

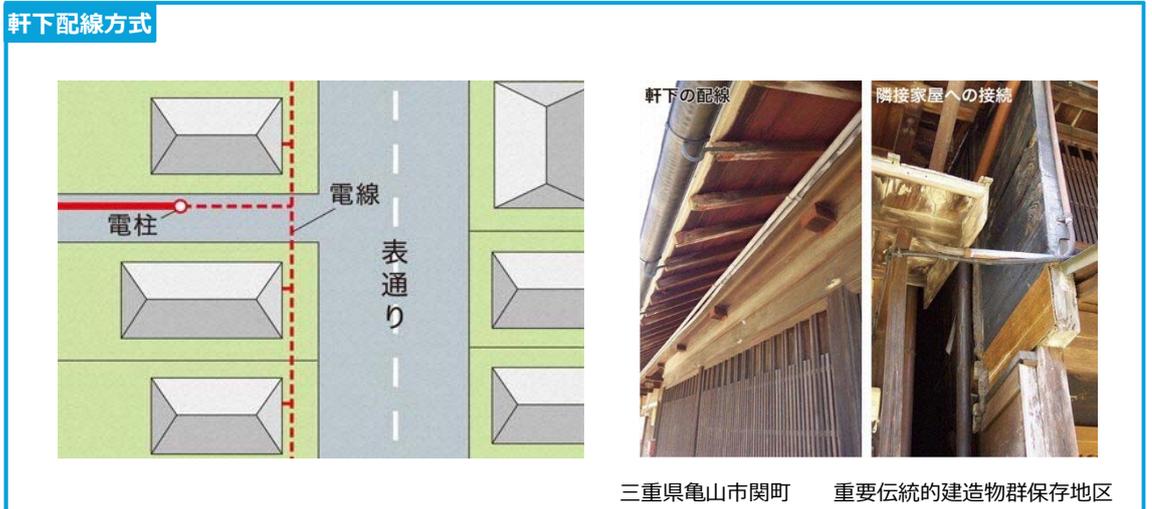


(出典) 国土交通省中部地方整備局 HP

図 3-3 裏配線方式イメージ

## (4) 軒下配線方式

軒下配線方式は、無電柱化を行いたい道路の脇道に電柱を配置し、そこから引いた電線類を沿道の各戸の軒下、または軒先に配線して無電柱化する手法です（図 3-4）。



(出典) 国土交通省中部地方整備局 HP

図 3-4 軒下配線方式イメージ

## 2 無電柱化の課題

### (1) 地中化による無電柱化

#### ① 整備期間

地中化により無電柱化する場合、すでに水道やガスなどが埋設されている地下空間に新たに管路を敷設するため、設計段階から電線管理者だけでなく、その他の占用企業者や沿道関係者等との調整が必要となり、その後、支障となる埋設物の移設、電力・通信の供給工事や電線・電柱の撤去等、多くの段階を踏む必要があるため、一般的に完成までに長い期間を要します（図 3-5）。

また、道路の新設・拡幅と合わせて無電柱化を行う場合は、事業用地を確保する期間が必要となります。

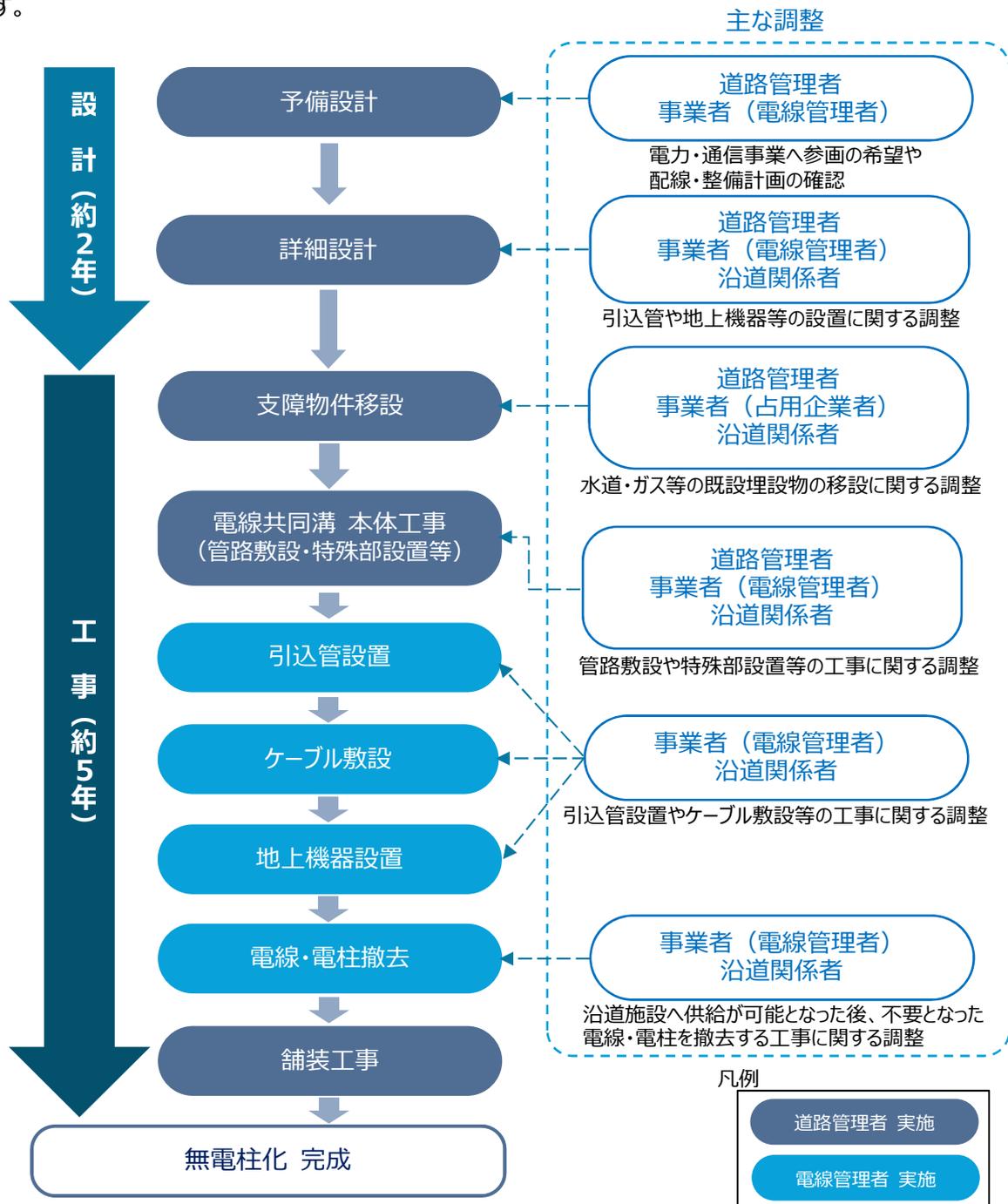


図 3-5 無電柱化事業の流れ

② 整備費用

無電柱化事業の主な整備方式となっている電線共同溝方式は、国の調査結果によると 1km あたり 5 ～ 6 億円の費用を要すると言われております。道路管理者及び電線管理者（電気・通信事業者）の負担が大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっています（図 3-6）。

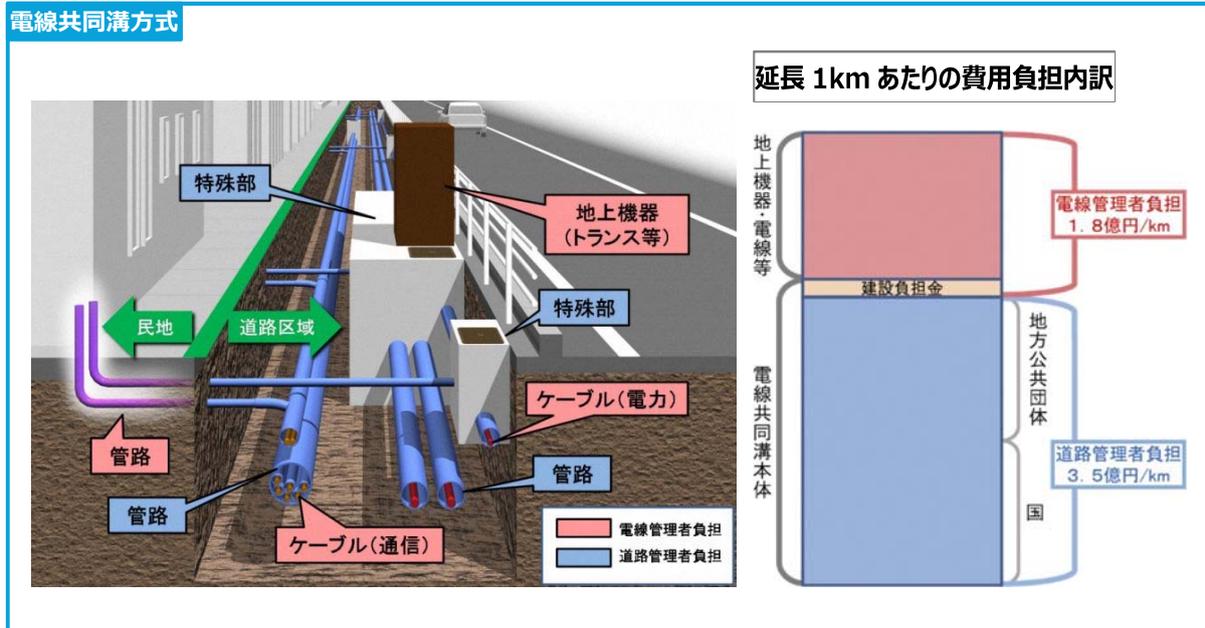


図 3-6 電線共同溝方式における事業費の負担



(出典) 国土交通省 HP

写真 3-1 特殊部※

※ 特殊部とは、電線の接続や民地へ電線を引込むための分岐を行う部分であり、電線共同溝本体工事費用の 5 割を占めることもあります。

### ③ 地上機器の設置場所の確保

電線共同溝方式では、電気を高圧から低圧に変換する地上機器（変圧器など）を歩道に設置するのが一般的です（写真 3-2）。

しかし、歩道がない道路や歩道幅員が狭い道路では、道路区域内に地上機器設置場所が確保できないため、無電柱化が難しい状況となっています（写真 3-3）。



写真 3-2 地上機器



写真 3-3 地上機器設置場所が確保できない道路

## (2) 地中化以外による無電柱化

裏配線方式や軒下配線方式は、地中化による無電柱化と比べ、整備期間の短縮と整備費用の縮減、地上機器の設置が不要などの利点がありますが、別の課題が生じます。

裏配線方式については、裏通りの関係者に設備保守や緊急時等における敷地への立入許可や電柱・電線の恒久設置の合意を得る必要があります。

軒下配線方式については、建物にケーブルを添架配置するため、建物を所有する皆様との合意に加え、沿道の各戸の軒が揃っているなどの条件が整っていることが必要となります。

## 第4章 無電柱化の推進に関する基本方針

無電柱化事業には、多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道の皆様等との合意形成が重要です。

このため、優先的に無電柱化を行う道路について、基本方針を定めて無電柱化を推進していきます。

### 静岡県総合計画

#### 1 防災

##### 1-2 防災・減災対策の強化

##### (1) 地震・津波・火山災害対策

##### ④ 地震災害に強い基盤整備

大規模災害発生時において、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、高規格幹線道路の整備を促進するとともに、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、**地震災害に強い基盤整備を推進**します。

#### 2 安全 ・ 円滑な 交通 確保

##### 4-3 誰もが理解し合える共生社会の実現

##### (3) ユニバーサルデザインの推進

##### ① 誰もが過ごしやすい、お互いに思いやる社会づくり

利用者の視点に配慮した、利用しやすい建物、公園等の施設の整備や、**安全・安心に利用できる歩行空間等の整備を推進**します。

#### 3 景観 形成 ・ 観光 振興

##### 7-3 美しい景観の創造と自然との共生

##### (1) 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成

##### ① 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

良好な道路景観を形成するため、電線管理者・市町と連携を図り、**駅周辺をはじめとする中心市街地や富士山周辺などの景観に配慮し、道路の無電柱化を推進**します。

基本方針は、第1章で記載した上位計画を整理した上で、無電柱化推進法の目的にある「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」及び「良好な景観形成」について設定しました。ただし、これら以外の道路においても、地域のニーズに応じて必要な無電柱化は着実に実施していきます。

美しい“ふじのくに”のみちづくり

【基本目標3】

安全・安心な生活を支える“みちづくり”

【施策の方向性③】

災害に強く信頼性の高い“みちづくり”

- 道路重点施策  
(2018～2021年度)
- 地域の孤立等を防止する  
**防災機能の強化**

【基本目標1】

魅力を高め、交流を支える“みちづくり”

【施策の方向性①】

交流人口を拡大する“みちづくり”

- 道路重点施策  
(2018～2021年度)
- **景観に配慮した道路整備**や  
わかりやすい道路案内標識の整備  
・**道路景観を向上させ、安全で快適な歩行空間を確保する無電柱化の推進**

基本方針

- 災害発生時に救急・救援活動や避難等に使用する道路について、地震や暴風に伴う電柱の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、円滑な救急・救援活動や避難を支援するため、**緊急輸送路や避難路などの防災上重要な道路の無電柱化を推進**します。

- 林立する電柱により歩行者や車いす利用者の通行が妨げられている道路について、安全で円滑な歩行空間を確保するため、**バリアフリー重点整備地区内の道路や通学路などの交通安全上重要な道路の無電柱化を推進**します。

- 電柱や張り巡らされた電線により景観が阻害されている道路について、良好な景観の形成や観光振興のため、**景観形成上重要な道路の無電柱化を推進**します。

基本方針のイメージ

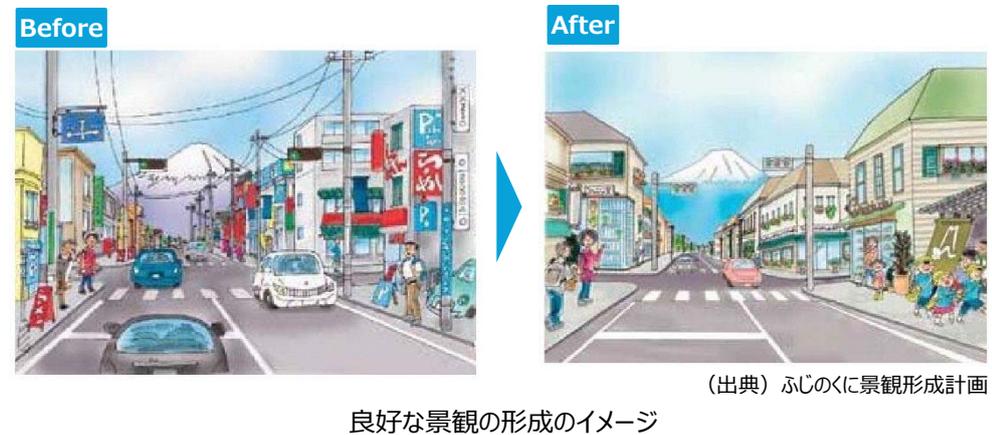
1  
防災



2  
安全・円滑な  
交通確保



3  
景観形成  
・  
観光振興



## 第5章 静岡県無電柱化推進計画の期間と目標

### 1 計画期間

本計画における計画期間を以下に示します。

計画期間	2018年度から2021年度までの4年間
------	----------------------

### 2 目標指標

目標指標を以下のとおり設定し、2018年度から2021年度までに約28kmの無電柱化事業に着手し、うち約22kmの工事着手を目指します。

目標指標 無電柱化率 ※1		[2017]	[2021]
		<b>1 防災</b> 都市部（DID内）の緊急輸送路	7.0%
	<b>2 安全・円滑な交通確保</b> バリアフリー化が必要な道路※2	20.0%	→ 21.8%
	<b>3 景観形成・観光振興</b> 良好な景観形成に資する主要な道路※3	10.4%	→ 16.0%

※1 無電柱化済み、または無電柱化の工事に着手済みの延長の割合

※2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定道路及び移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路

※3 市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区（重点地区）内にある国道及び県道

1  
防災



一般国道 414 号  
〈沼津市〉



一般国道 301 号  
〈湖西市〉

2  
安全・円滑  
な  
交通確保



主要地方道三島停車場線  
〈三島市〉



一般県道御殿場停車場線  
〈御殿場市〉

3  
景観形成  
・  
観光振興



一般県道富士富士宮線  
〈富士宮市〉



一般県道足柄停車場富士公園線  
〈小山町〉

写真 5-1 無電柱化を行う候補箇所

## 第6章 無電柱化の推進に向けた取組

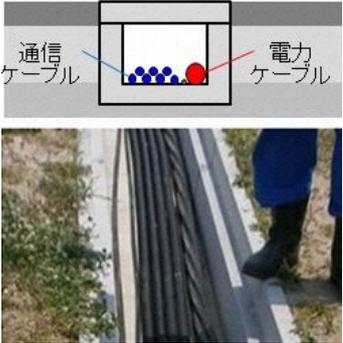
静岡県では、無電柱化の推進を図るため、以下のような取組を実施します。

### 1 多様な整備手法の活用

本県では、以下の事業手法により、無電柱化を推進していきます。整備手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえて決定します。

#### (1)電線共同溝方式

電線共同溝の整備する場合は、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しながら、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の低コスト手法について、積極的に採用します（図 6-1）。

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設
現行より浅い位置に埋設 	小型化したボックス内にケーブルを埋設 	ケーブルを地中に直接埋設 
管路の事例（国内）	小型ボックスの事例	直接埋設の事例（国内）

（出典）国土交通省 HP

図 6-1 低コスト手法の事例

#### (2)単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請します。

#### (3)軒下配線方式・裏配線方式

沿道の皆様等との合意が得られる道路においては、低コストで無電柱化の実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進めます。

#### (4) 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請します。

＜無電柱化の推進に関する法律 第 12 条＞

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

上記の整備手法のほか、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援します。

また、電線管理者等が既設の地中管路等（既存ストック）を有する場合には、活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を進めていきます。

## 2 占用制度の適切な運用

### (1) 占用制限制度の適切な運用

国は、防災の観点から国が管理する緊急輸送道路において、道路法第 37 条に基づき、新設電柱の占用を制限する措置を実施しています。本県においても、県が管理する緊急輸送路において、平成 29 年 3 月 31 日から同様の措置を実施しています。今後は、緊急輸送路を管理している未実施の市町に対して措置の普及を促進していきます（図 6-2）。

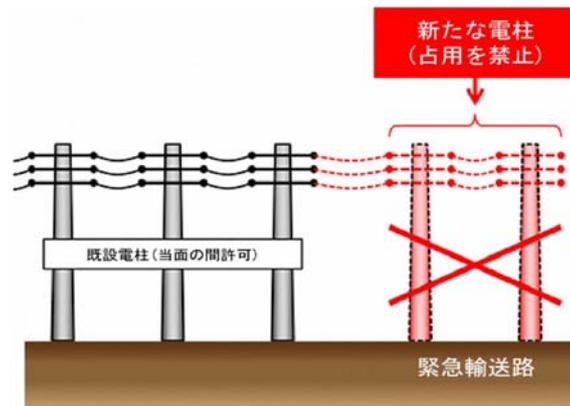
また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討していきます。

＜道路法 第 37 条 抜粋＞

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合



(出典) 国土交通省 HP

図 6-2 道路法第 37 条に基づく緊急輸送路の占用制限のイメージ

### (2) 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討します。

## 3 関係者間の連携の強化

### (1) 推進体制

道路管理者、電線管理者及び地方公共団体等からなる中部ブロック電線類地中化推進協議会及び静岡県無電柱化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行います。

個々の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、連絡会議等を設置します。

### (2) 工事・設備の連携

無電柱化を実施する際、道路管理者、電線管理者及び管路工事や配線工事等の施工者は、工事工程を調整し、工期縮減を図るとともに、民地への引込設備を集約するなど、効率的に整備してまいります。

### (3) 民地の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます（写真 6-1）。



## 参考資料

- 無電柱化推進に関する法律の概要
- 国の無電柱化推進計画の概要
- 防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）の概要
- 静岡県の緊急輸送路における道路法第 37 条指定延長



## 無電柱化推進に関する法律の概要

### 目的

(1条)

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(※)の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

(※) 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう

### 基本理念

(2条)

1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

### 国の責務等

(3～6条)

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 1. 国      | :無電柱化に関する施策を策定・実施       |
| 2. 地方公共団体 | :地域の状況に応じた施策を策定・実施      |
| 3. 事業者    | :道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発 |
| 4. 国民     | :無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力   |

### 無電柱化推進計画(国土交通大臣)

(7条)

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表  
(総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

### 都道府県・市町村無電柱化推進計画

(8条)

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表(努力義務)  
(電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

### 無電柱化の推進に関する施策

(9～15条)

1. 広報活動・啓発活動
2. 無電柱化の日(11月10日)
3. 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
4. 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
5. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

※ 公布・施行:平成28年12月16日(附則1項)

※ 無電柱化の費用の負担の在り方等について規定(附則2項)

(出典) 国土交通省 HP

# 国の無電柱化推進計画の概要

## 無電柱化推進計画[概要]

### 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

#### 1. 取り組み姿勢

- ・増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする

#### 2. 進め方

- (1)適切な役割分担による無電柱化の推進
- (2)国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映
- (3)無電柱化の対象道路
  - ①防災
  - ②安全・円滑な交通確保
  - ③景観形成・観光振興
  - ④オリンピック・パラリンピック関連
- (4)無電柱化の手法
  - ①地中化方式：電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式
  - ②地中化方式以外の手法：軒下配線方式、裏配線方式

### 第2 無電柱化推進計画の期間

2018年度から2020年度までの3年間とする。

### 第3 無電柱化の推進に関する目標

①防災	[無電柱化率]	・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路	:26%→74%
・都市部(DD)内の第1次緊急輸送道路	:34%→42%	・景観法に基づく景観地区等を代表する道路	:56%→70%
②安全・円滑な交通確保		④オリンピック・パラリンピック関連	[電線共同溝整備率]
・バリアフリー化の必要な特定道路	:15%→51%	・センター・コア・エリア内の幹線道路	:92%→完了
③景観形成・観光振興			
・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路	:37%→79%		

※以上の目標を達成するためには、約1,400kmの無電柱化が必要。

### 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進

- (1)多様な整備手法の活用:軒下・裏配線、既存ストック、PFI等
- (2)低コスト手法の普及拡大:浅層埋設、小型ボックス、直接埋設等
- (3)機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進:地上機器・特殊部、昼間工事拡大、新技術等
- (4)技術情報の共有:マニュアル、ノウハウの周知等

#### 2. 財政的措置

- (1)税制措置:固定資産税の減免
- (2)占用料の減額:占用料の減額措置、地方公共団体への普及
- (3)予算措置:緊急輸送道路等への交付金の重点配分、単独地中化への支援、電線敷設工事資金貸付金制度の活用

#### 3. 占用制度的確な運用

- (1)占用制限制度の適用:安全・円滑な交通の確保の観点からの新設電柱の占用制限の検討・措置  
:既設電柱の占用制限の検討・措置
- (2)無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等:運用方針の策定、道路法令の改正の検討
- (3)外部不経済を反映した占用料の見直し:外部不経済を反映した占用料の見直しの検討

#### 4. 関係者間の連携の強化

- (1)推進体制
- (2)工事・設備の連携
- (3)民地の活用
- (4)他事業との連携

### 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援

## 防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）の概要

○防災・安全交付金において、無電柱化推進計画支援事業を設け、「無電柱化推進計画」（2018～2020年度）に定めた目標（約1,400kmの無電柱化）の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ重点的に支援。

### 防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）

以下のいずれの条件にも該当する事業を対象

- 「無電柱化推進計画」（2018～2020年度）に定めた目標（約1,400kmの無電柱化）の確実な達成に資する事業として、地方ブロック無電柱化協議会等で位置づけられている無電柱化事業
- 「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年法律第112号）第8条に基づき、都道府県又は市町村が定める「都道府県無電柱化推進計画」又は「市町村無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている無電柱化事業



### 緊急輸送道路等の防災性の向上



整備前



整備後



良好な景観の形成

(出典) 国土交通省 HP

## 静岡県の緊急輸送路における道路法 37 条指定延長

(単位：km)

道路管理者	道路種別	緊急輸送路	道路法第 37 条		その他	備考	
			指定	未指定			
中日本 高速道路 株式会社	東名 新東名	354.1	0.0	354.1	—		
国土交通省	直轄国道	339.7	309.7	30.0	—	平成 28 年 4 月 指定 (東駿河湾 環状道路・三遠南 信自動車道除く)	
静岡県	補助国道	492.1	492.1	0.0	—	平成 29 年 3 月 指定	
	主要地方道 一般県道	608.9	608.9	0.0			
	<b>計</b>	<b>1,101.0</b>	<b>1,101.0</b>	<b>0.0</b>			
道路公社	伊豆中央道 修善寺道路 新掛塚橋	8.8	0.0	8.8	—		
政 令 市	静岡市	静岡市管理	187.8	187.8	—	—	平成 30 年 3 月 指定
	浜松市	浜松市管理	322.0	322.0	—	—	平成 30 年 3 月 指定
市町	市町道	9.3	2.1	7.2	—	5 市 1 町 8 路線 (下田、河津、伊 豆の国、富士、掛 川、磐田)うち、磐 田市は指定済	
その他	伊豆スカイライン 臨港道路	48.3	—	—	48.3	道路法対象外	
<b>合計</b>		<b>2,371.0</b>	<b>1,922.6</b>	<b>400.1</b>	<b>48.3</b>		

※ 平成 31 年 3 月末 時点



# 静岡県無電柱化推進計画

2019年4月

【問合せ先】

静岡県交通基盤部道路局道路企画課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL : 054-221-3203 / FAX : 054-221-3337

e-mail : [douro\\_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:douro_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp)